取締役会規程

第１章　総則

（目的）

第１条　この規程（以下「本規程」という。）は、取締役会の運営について必要な事項を定めるものである。

２　取締役会の運営については、法令又は定款によるほか、本規程に定めるところによる。

（構成）

第２条　取締役会は、取締役全員をもって構成し、業務執行に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。

（種類）

第３条　取締役会は、定時取締役会と臨時取締役会とする。

（開催）

第４条　定時取締役会は、毎月１回以上開催する。

２　臨時取締役会は、必要に応じて随時開催する。

（開催の場所）

第５条　取締役会は、本社において開催する。ただし、事情により他の場所又は電話会議及びテレビ会議システム等の方法を用いて開催することができる。

（監査役の出席）

第６条　監査役は、取締役会に出席しなければならず、必要に応じて意見を述べなければならない。

第２章　招集

（招集）

第７条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集する。ただし、代表取締役が招集できない特段の事情がある場合、取締役会によって定めた他の取締役が招集する。

（招集通知）

第８条　取締役会の招集は、開催日の〇日前までに各取締役及び監査役に招集通知を発するものとする。ただし、緊急の場合は、当該期間を短縮することができる。

２　取締役会の招集通知は、開催日時、場所及び会議の目的とすべき事項を記載した書面をもって行う。ただし、緊急の場合は口頭によることができる。

３　取締役の全員の同意があるときは、第１項の招集手続を経ないで、取締役会を開催することができる。

（招集請求）

第９条　招集権者でない取締役又は監査役は、必要があるときは、代表取締役に対し、会議の目的とすべき事項及びその審議を必要とする事由を示して、取締役会の開催を請求することができる。

２　前項の請求があったにもかかわらず、〇日以内に取締役会の招集の通知が発せられなかった場合、その請求をした取締役又は監査役は、自ら取締役会を招集することができる。

第３章　議事

（議題）

第１０条　取締役会の議題は、あらかじめ各取締役に通知するものとする。ただし、やむを得ない事由のあるときは、この限りではない。

（議長）

第１１条　取締役会の議長は、代表取締役がこれにあたる。ただし、代表取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序にしたがって、他の取締役がこれにあたる。

２　会議の目的である事項について、代表取締役又は前項の他の取締役に利害関係があるときは、その事項についてのみ、他の取締役が議長となる。

（決議の方法）

第１２条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。

２　前項の決議につき特別の利害関係を有する取締役は、議決に加わることができない。

３　議長は、取締役会に出席できない取締役または監査役から要請があったときは、その者の書面による意見を、取締役会において伝達しなければならない。

（決議の省略）

第１３条　会社は、議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りではない。

（事後承認）

第１４条　緊急その他やむを得ない事由により取締役会に付議することができないときは、本規程にかかわらず、代表取締役が適宜処理することができる。

２　前項の場合、代表取締役は事後遅滞なくこれを取締役会に報告し、その承認を受けなければならない。

（取締役以外の者の出席）

第１５条　取締役会には、必要に応じて、取締役以外の者を出席させ、その報告と意見を聞くことができる。

２　前項の規定により取締役会に出席する執行役、執行役員及び使用人は、取締役会に対し、取締役会が求めた事項について説明しなければならない。

（監査役の意見）

第１６条　議長は、監査の対象となる議案については、採決に先立って、監査役の意見を求めなければならないものとする。

２　監査役は、監査のため必要あるときは、取締役会において、会議の目的とされている事項以外のことに関しても、その意見を述べることができる。

（報告事項）

第１７条　取締役は、法令に定められた事項のほか、次の事項について、取締役会に遅滞なく報告するものとする。

（１）　月次決算報告

（２）　月次連結決算報告

（３）　その他取締役会が必要と認めた事項

２　競業取引又は利益相反取引をした取締役は、遅滞なく、その取引の重要な事実を取締役会に報告するものとする。

（議事録）

第１８条　取締役会の議事については、議事の経過の要領及びその結果その他法令に定める事項を記載した議事録（電磁的記録を含む。以下同じ。）を作成し、出席した取締役が、これに署名又は記名捺印（電子署名を含む。以下同じ。）するものとする。

２　議事録は、取締役会の日から１０年間本店に備え置くものとする。

３　議事録は、法令に定める所定の手続きを経た株主又は債権者でなければ閲覧又は謄写をさせることができない。

（欠席取締役に対する通知）

第１９条　取締役会の決議の結果は、欠席した取締役に通知するものとする。

（取締役会への報告の省略）

第２０条　前各条の定めにかかわらず、法令又は本規程の定めにより取締役会に報告すべきとされた事項（3ヵ月に1回以上報告するものとされている執行役の職務の執行状況についての報告を除く。）を取締役又は執行役が取締役の全員に対して通知したときは、当該事項を取締役会において報告することを要しないものとする。

２　前項の場合には、取締役会において報告することを要しないものとされた事項の内容その他法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議事録を作成した取締役が、これに署名又は記名捺印するものとする。

第４章　その他

（改廃）

第２１条　本規程の改廃は、別途定める。

（その他の事項）

第２２条　取締役会の運営について、法令、定款または本規程に定めのない事項で招集に関する事項は招集権者が、その他の事項は議長の決するところによる。